

焼津市地域交流センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、焼津市地域交流センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第2条 地域住民等の交流、生きがづくり及びまちづくり活動の推進を図るため、本市に地域交流センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
焼津市焼津地域交流センター	焼津市本町五丁目6番1号
焼津市大村地域交流センター	焼津市大覚寺三丁目5番地の5
焼津市豊田地域交流センター	焼津市小屋敷258番地の1
焼津市小川地域交流センター	焼津市小川2724番地の1
焼津市港地域交流センター	焼津市石津港町40番地の1
焼津市東益津地域交流センター	焼津市石脇上65番地
焼津市大富地域交流センター	焼津市中根新田93番地の1
焼津市和田地域交流センター	焼津市田尻1992番地の2
焼津市大井川地域交流センター	焼津市宗高900番地

(事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域の住民、団体等の交流に関する事業
- (2) 生涯学習活動に関する事業
- (3) まちづくり活動の支援に関する事業
- (4) センターの施設を一般の利用に供する事業
- (5) その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業

(開館時間)

第4条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(休館日)

第5条 センターの休館日は、次に掲げる日（焼津市焼津地域交流センターにあっては、第2号に掲げる日）とする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

- (1) 月曜日
- (2) 12月29日から翌年1月3日までの日

(使用の許可)

第6条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は前項の許可をするに当たり、必要な条件を付すことができる。

(使用の不許可)

第7条 市長は、センターの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。

- (1) センターの設置の目的に反するとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員による使用であるとき。
- (4) センターの施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (5) 専ら営利を目的とするとき。
- (6) その他センターの管理運営上支障があるとき。

(使用料)

第8条 第6条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を市長が定める納期までに納付しなければならない。

(使用料の減免)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市が使用するとき 免除
- (2) 地縁による団体がその事業のために使用するとき 免除
- (3) 規則で定める障害者団体がその事業のために使用するとき 免除
- (4) 社会教育団体として認定した団体がその事業のために使用するとき 2分の1の額を減額
- (5) その他市長が特別の理由があると認めるとき 市長が定める額を減額又は免除

(使用料の加算)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額を使用料に加算することができる。

- (1) 市外の個人又は法人その他の団体が使用するとき 使用料に相当する額
- (2) 営利を目的とする事業を営む者が使用するとき 使用料に相当する額

(使用中止の申出)

第11条 使用者は、その使用を中止するときは、使用日の7日前（当該日が休館日の場合はその前日）までに申し出なければならない。

(使用料の不還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者が自己の責めによらない理由で使用することができないとき。
- (2) 使用者が使用許可を取り消され、又は変更を承認された場合において、市長が必要と認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を停止し、若しくは制

限り、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 使用者がセンターの管理上の指示に従わないとき。
- (4) その使用が第7条各号のいずれかに該当し、又は該当していることが明らかになったとき。
- (5) その他市長が特に必要と認めたとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第14条 使用者は、使用の権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は許可を受けた目的以外の目的に使用してはならない。

(設備等の制限)

第15条 使用者は、センターを使用するため特別の設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第16条 使用者は、センターの使用を終了したとき、又は第13条の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに自己の負担により施設を原状に復さなければならない。

(損害賠償の義務)

第17条 使用者は、センターの建物、附属設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに市長に報告しなければならない。

2 前項に規定する場合において、使用者は、その損害を賠償しなければならない。

(意見の把握)

第18条 市長は、センターの適正かつ円滑な運営に資するため、利用者からの意見の把握に努めるものとする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(焼津市公民館条例の廃止)

2 焼津市公民館条例（昭和61年焼津市条例第9号）は、廃止する。

(準備行為)

3 センターの使用許可に必要な手続その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

(焼津市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の一部改正)

4 焼津市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例（昭和39年焼津市条例第11号）を次のように改正する。

第3条第2号中「公民館」を「地域交流センター」に改める。

(市長が管理し、及び執行する教育に関する事務を定める条例の一部改正)

5 市長が管理し、及び執行する教育に関する事務を定める条例(平成29年焼津市条例第27号)の一部を次のように改正する。

本則中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

別表（第8条関係）

1 会議室等使用料

施設	会議室等	使用時間			
		午前（9時から 12時まで）	午後（13時から 17時まで）	夜間（18時から 21時30分まで）	
焼津市 焼津地 域交流 センター	大集会室	円 2,110	円 2,750	円 3,170	
	和室	和室1	520	630	730
		和室2	1,050	1,370	1,580
		和室3	1,050	1,370	1,580
		和室1・2通	1,050	1,370	1,580
		和室2・3通	1,270	1,690	1,900
		和室1・2・3通	1,470	1,900	2,210
	会議室	会議室1	1,050	1,370	1,580
		会議室2	840	1,050	1,270
		会議室3	1,050	1,370	1,580
		会議室4	520	630	730
		会議室5	1,050	1,370	1,580
		会議室6	1,050	1,370	1,580
		会議室5・6通	1,470	1,900	2,210
	研修室	1,050	1,370	1,580	
料理実習室	2,330	2,640	2,860		
焼津市 大村地 域交流 センター	大集会室	2,110	2,750	3,170	
	和室	1,050	1,370	1,580	
	会議室	会議室1	840	1,050	1,270
		会議室2	1,050	1,370	1,580
		会議室3	1,050	1,370	1,580
		会議室4	1,050	1,370	1,580
	会議室2・3通	1,270	1,580	1,900	
工作室	1,050	1,370	1,580		
料理実習室	2,340	2,650	2,870		
焼津市 豊田地 域交流 センター	大会議室	1,470	1,900	2,210	
	和室	1部屋	1,050	1,370	1,580
		2部屋通	1,470	1,900	2,210
	会議室	会議室	1,050	1,370	1,580
		会議室小	520	630	730
2部屋通	1,470	1,900	2,210		

	料理実習室		2,330	2,640	2,860	
焼津市	大集会室		2,110	2,750	3,170	
小川地	和室		1,050	1,370	1,580	
域交流 センター	会 議 室	会議室 1	1,050	1,370	1,580	
		会議室 2	1,050	1,370	1,580	
		会議室 3	1,050	1,370	1,580	
		会議室 2・3 通	1,470	1,900	2,210	
	工作室		1,050	1,370	1,580	
	料 理 実 習 室	料理実習室		1,050	1,370	1,580
		講座室		840	1,050	1,270
		料理実習室・講座室 通		1,470	1,900	2,210
	焼津市	大会議室		1,690	2,210	2,540
	港地域 交流セ ンター	和 室	1 部屋	1,050	1,370	1,580
2 部屋通			1,470	1,900	2,210	
会 議 室		1 部屋	840	1,050	1,270	
		2 部屋通	1,050	1,370	1,580	
研修室			1,050	1,370	1,580	
小和室			520	630	730	
工作室			1,050	1,370	1,580	
料理実習室			2,300	2,640	2,860	
焼津市	大集会室		2,110	2,750	3,170	
東益津 地域交 流セン ター	和室		1,050	1,370	1,580	
	会 議 室	会議室 1	1,050	1,370	1,580	
		会議室 2	1,050	1,370	1,580	
		会議室 3	840	1,050	1,270	
		会議室 4	1,050	1,370	1,580	
		会議室 5	1,050	1,370	1,580	
		会議室 4・5 通	1,270	1,580	1,900	
	料理実習室		3,180	3,610	3,930	
焼津市	大	大集会室	1,900	2,540	2,860	
大富地 域交流 センタ ー	集 会 室	控室	840	1,050	1,270	
		大集会室・控室	2,110	2,750	3,170	
		和室 A	1,050	1,370	1,580	
	和 室	和室 B	840	1,050	1,270	
		和室 A・B 通	1,270	1,580	1,900	

	会議室	第1会議室	840	1,050	1,270
		第2会議室	840	1,050	1,270
		第3会議室	840	1,050	1,270
		第4会議室	520	630	730
		第1・第2会議室通	1,050	1,370	1,580
	工作室	840	1,050	1,270	
	料理実習室	1,050	1,370	1,580	
	集会室	520	630	730	
焼津市 和田地 域交流 センター	多目的ホール		2,330	3,060	3,490
	和室		1,050	1,370	1,580
	会議室	会議室1	1,050	1,370	1,580
		会議室2	840	1,050	1,270
		会議室3	840	1,050	1,270
		会議室2・3通	1,050	1,370	1,580
		会議室4	1,050	1,370	1,580
	料理実習室		1,270	1,580	1,900
	中ホール		1,470	1,900	2,210
	工作室		1,050	1,370	1,580
音楽室		1,050	1,370	1,580	
焼津市 大井川 地域交 流セン ター	大会議室		2,130	2,130	2,660
	和室		1,590	1,590	2,130
	会議室		1,060	1,060	1,590
	学習室		1,060	1,060	1,590
	談話室		520	630	730
	調理室		1,590	1,590	2,130

備考

- 「午前・午後使用」は9時から17時まで、「午後・夜間使用」は13時から21時30分まで、「全日使用」は9時から21時30分までの使用時間とし、その使用料は、各使用時間の区分の額の合計額とする。
 - 使用料の額に10円未満の端数金額があるときは、これを切り捨てる。
- 2 備品等使用料

名称	単位	使用料	備考
		円	
ピアノ グランド	1台	3,110	調律料を含まない。
ピアノ アップライト	1台	1,036	調律料を含まない。
演台	1式	309	花台を含む。
アンプ付演台	1台	512	
拡声装置 ポータブル	1式	512	マイクを含む。

拡声装置 据付式	1式	2,074	マイクを含む。
映写装置	1式	1,036	スクリーンを含む。

備考

- この表に定める額は、「1 会議室等使用料」の表に規定する午前、午後又は夜間の使用時間の区分当たりの額とする。
- この表に掲げるもの以外の備品等の使用料の額は、類似する備品等の使用料の額に準じて算定した額とする。
- 使用料の算定については、「1 会議室等使用料」の表の備考の例による。

3 冷暖房使用料

(1) 焼津市和田地域交流センター多目的ホール

使用時間		
午前（9時から12時まで）	午後（13時から17時まで）	夜間（18時から21時30分まで）
円 1,069	円 1,175	円 1,069

(2) 焼津市和田地域交流センター多目的ホール以外の施設

施設の面積区分	使用時間		
	午前（9時から12時まで）	午後（13時から17時まで）	夜間（18時から21時30分まで）
	円	円	円
40㎡未満	213	213	213
40㎡以上100㎡未満	426	534	426
100㎡以上	641	748	641

備考

- この表に定める額は、使用する会議室等の面積等によるものとする。
- 使用料の算定については、「1 会議室等使用料」の表の備考の例による。